

令和 7 年度 魚沼市結婚新生活支援補助金ご利用の手引き

魚沼市では、結婚に伴う新生活を支援するため、新婚世帯の住居費（購入・新築・賃借・リフォーム）や引越費用を補助します。申請する場合は、この手引きを確認いただき、申請書に必要書類を添えて提出してください。

対象者

- ・令和 7 年度新規対象世帯

令和 7 年 1 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に婚姻届を提出した又は受理された新婚世帯が対象で、申請時点において以下の要件をすべて満たしている場合のみ、補助を受けることができます。

- ・令和 6 年度補助金受給世帯で補助上限額に達しなかった世帯（前年度継続補助対象世帯）

補助の要件

- ・申請日において夫婦ともに魚沼市に住民登録していること。
※ 住民登録の住所が申請に係る住宅の所在地であることを夫婦の住民票の住所で確認します。
- ・補助金の交付を受けた日から2年以上継続して魚沼市内に住む意思があること。
※ 市内に継続して住む意思について申請時に誓約していただきますが、転勤などのやむを得ない事情が生じた場合はこの限りではありません。
- ・夫婦双方の婚姻日における年齢が39歳以下であること。（前年度継続対象を除く）
- ・令和 6 年分（令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日）の夫婦の年間所得合計金額が500万円未満であること。（前年度継続対象を除く）
※ 市区町村が発行する所得証明書で所得を確認します。
※ ただし、合計額が500万円以上の場合でも、夫婦に貸与型奨学金の返済者がある場合は所得の控除ができます。
夫婦の双方または一方が貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計額から令和 6 年分（令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 12 月 31 日）の返済額を控除します。返済額を確認できる書類を添付してください。
- ・夫婦が税を滞納していないこと。また、夫婦が魚沼市外から転入している場合は、転入前の市区町村税についても滞納していないこと。
- ・夫婦ともに魚沼市暴力団排除条例に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ・夫婦の双方又は一方が対象経費について、他の公的な制度による支援を受けていないこと。

対象経費

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に支出した 住居費（住宅の購入・新築・賃借・リフォームの支出した費用）と引越費用が対象です。具体的には下記のとおりです。

- ・住居費（賃借の場合）

婚姻に伴い賃借した住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

※夫婦の一方が婚姻前に契約して入居していた住宅に他方が入居した場合は、同居開始後又は婚姻日以降に支払った費用のみが対象です。入居日や同居開始日については、住民票の住所を定めた日や、契約書等の同居人欄の名前の記載で確認します。また、婚姻日は婚姻届受理証明書等により確認します。

※駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、保険料などの費用は対象外です。

※地域の商習慣にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り、契約一時金、保証金を対象とすることが可能です。

・住居費（購入・新築の場合）

婚姻に伴い取得した住宅の購入費、工事請負費

※婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して最大1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。土地の購入費は対象外です。

・住居費（リフォームの場合）

婚姻に伴い、住宅の機能の維持、向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用

※婚姻日より前にリフォームした住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。

※倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外です。

・引越費用

婚姻に伴い取得または賃借した住宅や、夫または妻が居住していた住宅への引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費や運送費

※レンタカーを借りて自身で引越しを行った場合の費用や不用品の処分費用、引越し業者が行う電気やガス等のサービス料、エアコン等のクリーニング費用は対象外です。

補助金の額

実際に支払った対象経費（住居費・引越費用）のうち、1世帯当たり50万円まで補助します。
夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は上限額が100万円となります。

ただし、対象経費に対して他の補助金の交付を受けている場合や、賃借にかかる費用に対して勤務先からの住宅手当などの支給があった場合は、その額を対象経費から控除します。

※算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

※住宅手当の支給がない場合も、確認のために夫婦双方の住宅手当支給証明書の提出が必要です。

継続補助

家賃などの経費を申請するにあたり、年度内に補助上限額に達しない場合（補助上限額に達するまでに年度をまたぐ場合）は、次年度に再度申請することで、上限額の残額分を継続して補助します。手続等の詳細は対象となる世帯に個別にお知らせします。

※翌年度の補助対象経費は令和7年4月1日以降に支出した経費となりますので、ご注意ください。

受付開始日

令和7年5月7日（水）午前8時30分から受付を開始します。

ただし、申請額が予算上限に達した時点で受付終了となる場合があります。

※直近の受付状況を確認したい場合は、地域創生課（☎025-792-9752）へ随時お問い合わせください。

申請方法

「魚沼市結婚新生活支援補助金交付申請書」に必要な書類を添えて、地域創生課（本庁舎2階）へ直接提出してください。郵送、FAX、メールでの提出はできません。

申請書等は、魚沼市ホームページから様式のダウンロードが可能となっているほか、地域創生課窓口でも配布しています。

※「申請条件にあてはまるか」「対象経費となるか」などは、事前に地域創生課へお問い合わせ、相談いただいた上で申請に来ていただけますとスムーズです。ご相談はメールや電話でも承ります。ご相談内容によっては回答までお時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 申請書の提出には、申請者ご本人または配偶者の方がお越しください。

全員が提出する書類（前年度継続申請を除く）

- 魚沼市結婚新生活支援補助金交付申請書
- 同意書兼誓約書
- 夫婦の婚姻日が確認できる書類（婚姻届受理証明書など）（コピーしたものではなく、窓口で交付されたもの）
- 夫婦の住所が記載された住民票の写し（コピーしたものではなく、窓口等で交付されたもの）
 - ※ 「続柄」が記載されているもの
- 夫婦の令和7年度（令和6年分）の所得証明書（市区町村が発行するもの）
 - ※ 勤務先等から配布される源泉徴収票ではありません。
 - ※ 令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。 ※魚沼市に住民登録があった方は不要です。
 - ※ 所得未申告で所得証明書が発行できない場合は、申告を行ってから証明書を発行してもらってください。
- 夫婦の令和6年度の納税証明書（市区町村が発行するもの）
 - ※ 令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。 ※魚沼市に住民登録があった方は不要です。
 - ※ 非課税により納税証明書が発行できなかった場合は、代わりに令和5年度非課税であることが確認できる書類（非課税証明書、令和5年度課税証明書など）を発行してもらい、提出してください。
- 申請者名義の振込口座が分かる書類の写し

前年度継続補助対象世帯に該当する場合

- 魚沼市結婚新生活支援補助金交付申請書
- 申請者名義の振込口座が分かる書類の写し（振込先口座に変更が無い場合は不要）
- 夫婦の令和6年度の納税証明書（市区町村が発行するもの）
 - ※ 令和6年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行できます。 ※魚沼市に住民登録があった方は不要です。
 - ※ 非課税により納税証明書が発行できなかった場合は、代わりに令和6年度非課税であることが確認できる書類（非課税証明書、令和6年度課税証明書など）を発行してもらい、提出してください。

該当者のみが提出する書類

- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（令和6年1月1日～令和6年12月31日の返済額が確認できる返還証明書など）※ 夫婦に貸与型奨学金の返済者がいる場合のみ

- 委任状 ※ 申請者と補助金の受取口座の名義人が異なる場合のみ

住宅を賃借した場合の添付書類

- 住宅の賃貸借契約書の写し ※ 原本をコピーしてお持ちください。（前年度継続補助対象世帯で変更がない場合は不要）

契約日、金額、賃料、共益費、礼金、仲介手数料等の金額の記載があり、借主・貸主双方の捺印があるもの。

※ 初期費用（敷金、礼金、仲介手数料等）について契約書に金額の記載がない場合は、重要事項説明書や請求書等、初期費用分の金額が分かる書類の写しを別途添付してください。

- 領収書の写し ※ 原本をコピーしてお持ちください。

支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているもの。

- 住宅手当支給証明書

※ 住宅手当を受けていない場合でも、「手当の支給なし」にチェックをしたものを提出してください。

※ 申請する賃料・共益費の支払月に給与所得があった場合は、夫婦ともに提出が必要です。（申請日時点で離職していても必要です。）

※ 給与支払者の都合により証明書が発行できない場合は、申請する賃料・共益費の支払月すべての給与明細を提出してください。

住宅を購入・新築した場合の添付書類

- 住宅の売買契約書の写し 又は 住宅の工事請負契約書の写し ※ 原本をコピーしてお持ちください。

契約日、金額、売主・買主双方の捺印があるもの。

- 領収書の写し ※ 原本をコピーしてお持ちください。

支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているもの。

引越しをした場合の添付書類

- 引越費用の領収書の写し

支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が記載されているもの。

<参考> 各種証明書の種類・交付窓口・料金について ※窓口・手数料は魚沼市の場合

証明書等の種類		発行窓口	手数料	コンビニ交付
①②のいずれか 1部（夫婦双方の 記載があるもの）	①婚姻届受理証明書 （戸籍届受理証明書） ※婚姻届を提出した市町村 で交付	市民課 北部事務所	350 円 ※賞状タイプ は 1,400 円	×
	②戸籍謄本及び抄本 ※本籍のある市町村で交付	市民課 北部事務所 市民サービスコーナー	450 円	○
夫婦双方の記載が あるもの 1 部	住民票の写し ※申請する住宅に居住して いる証明	市民課 北部事務所 市民サービスコーナー	300 円	○
夫婦の分それぞれ 1 部ずつ	所得証明書	税務課 北部事務所	300 円	○

夫婦の分それぞれ 1 部ずつ	納税証明書	税務課 北部事務所	300 円	×
-------------------	-------	--------------	-------	---

※コンビニ交付はマイナンバーカードを持っている場合のみ行うことができます。

コンビニ交付の手数料は窓口交付より 150 円減額されます。

※結婚新生活支援事業に関するアンケートにご協力をお願いします。

重 要 領収書について

- ・支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先の記載が必要です。
- ・クレジットカードによる支払いの場合は、カード利用明細書が領収書の代わりとして認められています。Web 明細を利用している場合は、**支払者の氏名、金額、支払の内容または支払先の名称、カード利用日が確認可能な利用明細画面**を印刷してお持ちください。
- ・賃借の場合は、支払った賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料の総額と内訳が確認できるものをご提出ください。ただし、口座振替や銀行振込の場合は、支払が確認できる通帳の写しでも代用は可能ですが、賃貸借契約書で内訳が確認できない場合は、内訳が確認できる書類を併せて提出ください。
- ・賃貸借契約書に記載されている賃料等の支払先と、領収書の発行元が異なる場合、契約書や領収書と併せて、保証契約書などの支払方法の実態が確認できる書類をご提出ください。
（例：契約書では不動産会社に支払う契約だが、実際には別の保証会社に支払っている場合など）

※ 賃貸借契約書に保証会社等の実際の支払先についての記載がある場合は不要です。

お問い合わせ先・書類提出先

魚沼市役所 総務政策部 地域創生課 まちづくり係（本庁舎 2 階 13 番）

TEL：025-792-9752 FAX：025-792-9500 E-mail：chiiki@city.uonuma.lg.jp